

新潟県スポーツ公園多目的運動広場大会使用基準

1. 目的

県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）内の多目的運動広場を円滑かつ適切な使用に供するため、大会等の取扱を定めることを目的とする。

2. 大会対象基準

営利・宣伝を目的としないもの

- (1) 県主催の大会、イベント等
- (2) 市町村が主催するスポーツ大会等
- (3) 国際試合及び招待試合
- (4) 全県レベル以上の大会
- (5) 大規模な学校行事（運動会等）で使用するもの
- (6) 参加チーム数が8以上又は、個人戦ならば参加者数が100人以上の大会、イベント
- (7) その他、鳥屋野潟スポーツ公園事務局長が特に必要と認めるもの

3. 使用の優先順位

使用の優先順位は大会対象基準の順とします。同順の大会は上位大会（全国大会、北信越大会）へつながる大会が優先されます。その他、鳥屋野潟スポーツ公園事務局長の判断によります。

4. 調整の手順

鳥屋野潟スポーツ公園事務局長は、次年度の大会等のスケジュール調整を毎年度末までに行います。

- (1) 大会を希望する団体は、開催前年度に多目的運動広場の「大会使用申込書」及び「要綱（新規大会は概要も可、例年行う大会は前年度要綱も可）」を公園事務所に提出して下さい。
- (2) 提出された大会使用申込書、要綱、2. 大会対象基準、3. 使用の優先順位に基づきで調整を行う。要綱の提出が無いものは大会と認めません。要綱には、大会の名称、趣旨、目的、日程、開催内容、参加チームあるいは参加人数、主催、共催、後援、協賛などを明記してください。

5. 使用日数及び使用時間の制限

同一団体の大会使用は月4日以内とします。

大会での使用は週3日（日～土曜）を限度とします。ただし、土、日、祝日の大会使用は、別紙「多目的運動広場 使用日程表」の大会貸出可能日に当たる土、日、祝日の、月の半分までとします。

使用日が連続する場合、1日の使用時間を6時間以内とします。

6. 貸出の範囲

土、日、祝日の大会使用は北エリアを原則とします。平日は使用可能なエリアで大会を開催するものとします。

7. 権利譲渡の禁止

申込を行った団体以外に使用の権利を「譲渡・転貸」することは認めません。

8. 日程変更の禁止

決定した大会の日程は、主催者の都合での変更は認めません。なお、主催者の都合により大会をキャンセルした場合、翌年度の大会利用は認めません。

9. 権利の取り消し

- (1) 「申込内容」に偽りがあった場合は、その権利を無効とします。
- (2) 利用予定日の1ヶ月前までに「有料公園施設使用許可申請書」を提出して下さい。提出がなされない場合はキャンセルとみなし、権利を無効とします。
- (3) 2. 大会対象基準(6)に該当する大会は、利用日1ヶ月前までに参加者名簿を提出して下さい。提出が無い場合、権利を無効とします。

10. 使用する期間と制限

5月1日から11月中旬までの間とします。

但し、デンカビッグスワンスタジアムやハード・オフ・エコスタジアム新潟、スポーツ公園での大規模イベント開催時等は使用することができません。

また、公園管理者が定めた管理上必要とされる作業期間は使用エリアを制限します。

11. その他

- (1) 大会開催団体の実態を把握するため、別途、確認のための資料提出をお願いする場合があります。
- (2) 使用予定日前1ヶ月を過ぎてからのキャンセルは、課金の対象とします。
- (3) 大会主催者の責任において、大会参加者並びに公園利用者の安全に十分配慮の上、開催して下さい。
- (4) 公園管理者は、不測の事故、災害等の発生により大会が中止となった場合の一切の損害を負いませんので、あらかじめご了承ください。